向日市健康増進センター 有料ロッカー 申込書兼利用規定

有料ロッカーは向日市健康増進センター利用に伴う携帯品等を保管するために、お貸しするものです。

ロッカー概要 【内 寸】W262×D408×H395 (mm) 【総数】36個

【施解錠】ダイヤル式 暗証番号(4 桁)を利用者が決定し管理(当センターは番号を管理しません)

- 1 利用料金:6か月分6,600円(消費税込み)一括前払い
- 2 利用期間:月単位で6か月
 - (1) 当該月15日までの申し込みは申込日より5か月後に到来する月の月末まで。
 - (2) 当該月16日以降の申し込みは申込日より6か月後に到来する月の月末まで

申込日	利用期間	例	料金
1~15 日	当月の月末まで及び	申込 1月15日	6,600円
	翌月1日から5か月間	期間 1月15日~6月30日	
16 日以降	当月の月末まで及び	申込 1月16日	6,600円
	翌月1日から6か月間	期間 1月16日~7月31日	

3 申込:

- (1)窓口にて下記申込書にご記入後、ご入金ください。
- (2) 定数に達していた場合は予約を受け付けます。解約者がいた場合、受付順にご連絡いたしますが、当センター より連絡後3日以内に連絡がつかない場合は権利が失効し、次順位の方に権利が移転します。
- 4 更新:契約期間満了時も引き続き利用する場合は、期限が切れる10日前~前日までに申込、ご入金ください。
- 5 利用期間経過後の保管と処分:

利用期間後に収容品の引取りがない場合は、当センターにおいてロッカーを開扉し、収容品を1か月間を限度に 保管し、お引取りがない収容品は権利を放棄したものとみなし、センターにおいて破棄処分します。

- 6 収容できないもの:貴重品、危険品、動物、ロッカーを汚染・き損する恐れのある物、その他保管に適さないと認められる物
- 7 利用時の立会い: センターが必要と認めたときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。
- **賠償責任**: ロッカーを破損した場合及び収容品に損害を与えた場合は、賠償していただきます。
- **事故による責任:次の事項により**有料ロッカー内の収容品に滅失または、き損の損害を生じても、センター はその責を負わないものとします。天災事変等の不可抗力・ロッカー誤使用・盗用・司法権等の発動により、関係官公署から収容 品を押収または証拠品として提出を求められた場合・その他、センターの責に帰さない場合
- 10 申込者ご本人がおひとつの利用でお願いします。その他、利用にあたってはセンター長の指示に従ってくだ さい

問い合わせ先 向日市健康増進センター 電話 075-932-5122

ロッカ		利用							
一番号	番	期間	年	月	日から	年	月	日まで	

<有料ロッカー申込書兼予約申込書>私は利用規定を理解し順守します。

申込日	年	月	日	利用期間	年	月	日まで
登録番号			番	氏名			
ロッカー番号			番	電話番号			